

奈良県告示第三百九十一号

平成十三年四月奈良県告示第一号（風致地区の種別の区域決定）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

本則中「、奈良市役所、大和郡山市役所、天理市役所、橿原市役所、桜井市役所、生駒市役所、斑鳩町役場」を「、橿原市役所」に改め、表を次のように改める。

種別	区域	面積 (ヘクタール)
第一種風致地区	明日香風致地区のうち明日香村飛鳥、豊浦、川原、橘、岡、島庄、祝戸、上居、雷、小山、奥山、御園及び平田の各一部	約一二五・六
第二種風致地区	明日香風致地区のうち明日香村八釣、東山及び小原の全域並びに飛鳥、岡、島庄、祝戸、稲渚、阪田、平田、橘、立部、奥山、上居、細川、上、尾曾、栢森、御園、桧前、栗原、大根田及び阿部山の各一部	約八五五・四
第三種風致地区	明日香風致地区のうち明日香村入谷、畑、冬野、野口、真弓及び越の全域並びに小山、奥山、雷、豊浦、飛鳥、岡、島庄、祝戸、橘、立部、川原、平田、桧前、御園、栗原、尾曾、上、細川、阪田、稲渚、栢森、大根田及び阿部山並びに橿原市田中町、菖蒲町及び五条野町の各一部	約一、四三七・〇